

改正

平成二〇年七月二五日規則第五六号

平成二〇年九月三〇日規則第六二号

福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年条例第六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募方法)

第二条 条例第二条の規定による指定管理者の公募は、福島市公告式条例（昭和二十五年条例第二十五号）第二条第二項に規定する掲示場への掲示、福島市広報発行規程（昭和四十年訓令第九号）に基づく福島市広報への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

(申請資格)

第三条 条例第二条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体等（法人以外の団体の場合は、その代表者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同条第二号に規定する申請資格を有しないものとする。

- 一 法律行為を行う能力を有しない者
- 二 破産者で復権を得ていない者
- 三 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（第六百六十七条の十一第一項及び第六百六十七条の十四において準用する場合を含む。）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- 五 国税及び地方税を滞納している者

2 前項に定めるもののほか、条例第二条に規定する指定管理者の指定を受けようとする団体等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う団体である場合及びその役員又はこれに準ずる者のうちに同条第六号に規定する暴力団員がある場合も、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、施設の性格、規模及び機能に応じ必要とする申請資格については、

市長が別に定める。

(申請書等)

第四条 条例第三条の申請書は、様式第一号とする。

2 条例第三条第一号の申請資格を有していることを証する書類は、申請資格に関する申立書(様式第二号)のほか、次に掲げるものとする。

- 一 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書
- 二 法人以外の団体の場合は、その代表者の身分証明書、当該団体の会則及び構成員名簿
- 三 国税及び地方税の納税証明書(募集開始日以降に交付されたものに限る。)又は納税義務が無い旨の申立書

3 条例第三条第四号に規定する経営状況を説明する書類は、次に掲げるものとする。

- 一 当該団体の前事業年度の収支(損益)計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- 二 当該団体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- 三 団体の事業報告書を作成している場合は、当該事業報告書

(選定方法等)

第五条 条例第四条第五号に規定する別に定める選定の基準は、次に掲げるものとする。

- 一 市民との協働のまちづくりに資するものであること。
- 二 教育と文化のまちづくりに資するものであること。
- 三 環境と共生したまちづくりに資するものであること。
- 四 安全で安心して暮らせるまちづくりに資するものであること。
- 五 公正労働、男女共同参画社会の形成その他の社会的価値の実現に資するものであること。

(選定委員会の設置)

第六条 指定管理者の候補者の選定を公平かつ適正に行うため、福島市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定の通知)

第七条 条例第七条第一項の規定により指定管理者を指定したときは、様式第三号により当該候補者に通知するものとする。

(業務報告の聴取等)

第八条 条例第十条に規定する報告は、次に掲げる場合に求めるものとする。

- 一 施設の使用を許可しなかったとき。
- 二 施設の使用の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。
- 三 施設の入館を禁止し、又は退館させたとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(委任)

第九条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第五六号)

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年規則第六二号)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第7条関係)